

第3回 琵琶湖森林づくり県民税条例改正検討会 概要

開催日時

平成22年(2010年)8月18日(水)14:00~16:00

開催場所

滋賀県庁本館4-A会議室

出席委員

岩波委員、末田委員、田中委員、新川委員、前崎委員、増田委員、吉田委員

以上7名(五十音順、敬称略)

議題

1. 各県における森林環境税導入状況について

「各県における森林環境税導入状況について」を、事務局から「資料1」に基づき説明。

(会長)

今回の資料は、この後議論する琵琶湖森林づくり県民税(以下「県民税」という。)の制度や税率のあり方等について参考となるもの。今後の議論で補足説明等があるかと思うが、この資料について、各委員からご質問を賜りたい。

(委員)

資料1の2ページにある参考1の法人県民税の桁が一桁違うのではないか。

(事務局)

この額は、標準税率における均等割の徴収額になる。つまり、資料1の別紙1でいうと「住民税均等割徴収額(環境税除)」の欄の数値をあげており、例えば滋賀県の場合、別紙1の2ページ目にあるように、14億346万円となっている。これは、平成20年度時点で未導入であったり経過措置を講じている導入県があることから、同一条件で比較するためである。

(会長)

資料1の「3. 森林環境税の見直し状況について」の「見直し」とは、税率の改正、森林環境税充当事業の見直しの他、適用期限の延長もこれに含めている。森林環境税の見直しについて問題になるのは、何に充当するかという点と、もう一つは基本的な税率構造の仕組みをどうするかという点であり、基本的にはこの2点が議論になってくると思うが、事務局としては、充当事業の組み立てを変えたことも見直しに入るし、税率を変えたことも見直しに入るし、延長をしたのも見直しに入ると考えている。各県は、例えば5年で税制度や執行状況を検証して、その上で執行状況等が適正と判断されて更に5年延長することが判断されたところ。この資料では、こういうことも「見直し」に含めている。

(委員)

神奈川県は税収がかなり多いので、どんな事業にどれ位の費用を充てているのか興味深い。

(事務局)

神奈川県は人口規模がかなり大きいので、税率が低くても税収が多い。

(委員)

神奈川県が人工林面積が少ないにもかかわらず、これだけの税収をどのように使っているのか気になるところ。もし滋賀県が税率を上げると判断した場合に、神奈川県のような事例で良

いアイデアがあれば、上げるきっかけになるかと思う。

一方、滋賀県は、参考のグラフでいくと総体的に少なめなところに位置しているが、参考2の人工林面積と森林環境税収入額の関係を見ると、他の導入県と比較して遜色ないレベルにあることがよく分かるかと思う。

(事務局)

別紙2の3ページに神奈川県の実施事業が記載されており、もう少し詳しく分かればお知らせしたい。

(委員)

神奈川県は、水源対策に力を入れているように思われる。また、シカ対策も実施されている。

(会長)

各県の状況については、この後の県民税の議論の中で必要に応じて参照にさせていただくこととして、次に、本日の中心的な議題である「2. 琵琶湖森林づくり県民税制度」について、資料2を基に事務局から報告をお願いしたい。

2. 琵琶湖森林づくり県民税制度について

【1. 琵琶湖森林づくり県民税の課税方式等について】

「琵琶湖森林づくり県民税制度について」のうち「1. 琵琶湖森林づくり県民税の課税方式等について」を、事務局から「資料2」に基づき説明。

(会長)

全体の関係の理解を確認させてもらいたい。県民税の見直しをする際には、2つの観点から取り組むことになるかと思う。第一に検証する必要があるのは、当初設計において、県民税は6億円の税収で琵琶湖森林づくり事業に充当することとしていたことから、6億円の税収規模が琵琶湖森林づくり事業を実施するための財源として充分かどうかという点。充当という観点から見た今の県民税の税収規模が充分なのかどうか。場合によっては多すぎるという議論になるかもしれない。税収規模が事業を進めるための財源として適切かどうか、一つの見方だろうと思う。

第2の見方は、琵琶湖森林づくり事業の負担は県民が負うこととなることから、6億円の負担の方法として、この負担をどういう形で負うのか。今の方法で良いのかどうか。特に税の領域はこれら2つの点でいくと後の方の問題になってくる。

今、議論をしようとしているのは、2つの目の観点から議論に入ろうとしているのだが、税率の方の議論になってくると、税収規模がどの位で、それが琵琶湖森林づくり事業に対して多いのか少ないのか適切なのかという議論があるので、この2つの視点を行き来しながら議論を進めることになると思う。そういう意味で、6億円という負担をどのような方法で県民に負担していただくのかということこれから議論していくために、その前段階として、この県民税を制度設計した際に、その制度を一から作るのか、住民税均等割超過課税方式を活用するのかという議論をして、その結果、今ある制度を活用するのが一番合理的であろうということで、今日まできていることについて、その検討結果がそれで良いのかということの確認として、事務局から説明をいただいた。私としては、現段階では今の均等割超過課税方式を全面的に考え直さなければならない程ではないので、基本的にはこれを維持して良いのではないかという事務局からの提案であろうと理解したところであるが、何かご意見ご質問があれば伺いたい。

この5年間で超過課税方式をやめた導入県はあるか。

(事務局)

超過課税方式を止めたところはない。

(委員)

新税課税方式にすると、資料2の2ページにあるように、技術的な進歩によってシステム開発に要する費用については改善されているが、未だデメリットとしてはあるということ。更に年数が経てば再度検討する必要があるが、現状ではコストがかかることから、～にあるように、今のところ均等割超過課税方式の方が、よりベターであろうと言うように解釈して良いかと思う。

(会長)

コスト面について、のなお書きにあるように、個人の納税義務者は県で把握していないため、それをすると必要な人員の配置と事務費が掛かるとなっているが、その情報は市町が把握しているということか。

(事務局)

はい。

(会長)

市町が団体独自の情報として把握しているため、県がそのまま貰えることにはならない。

(事務局)

個人住民税均等割は、市町が納税義務者を確定させて賦課しており、県民税はそれに超過課税分(800円)を上乗せして市町で賦課しているので、県として納税義務者を把握する必要がない。一方、新税として県が市町から納税義務者のデータをもろうとすると、できるかどうか分からないが、いずれにせよ課税データの確認等の費用等が発生することになるので、コストがかかることには変わらない。

(会長)

市町のものを貰ったらいいではないかという意見があるかも知れないが、県と市町は全く別の団体であり、また、税情報は極めて重要な個人情報なので、そう簡単にはできない。

(委員)

新税課税方式の場合で、税収とその用途がかなり明確になるのであれば、お金をかけてその方式を採用しても良いのではという思いはあるが、資料では、全体として超過課税方式の方が良いのではというように読める。

(事務局)

超過課税方式では基金積立方式を取っており、目的税にしても同じような会計方式を取るので、明確さという点では目的税にしてもそれほど大きく変わることはないと思う。

(委員)

新税課税方式にした場合の方が、ある種のアナウンス効果・宣伝効果という点では超過課税方式よりも上ではないかという考えは、当初設計時から議論としてあり、新税として徴収する方が、森林環境についてある種の「気付き」をしてもらうという、教育的な効果があると考えていた。もちろん、均等割超過課税方式の方が色々な面でメリットがあるのは確かであり、比較考量すればこのような結論になるのだろうと思うが、逆に均等割超過課税方式で800円を負担しておられる方々が、「琵琶湖の森林のためにこれが増えた。」という意識になっているかど

うかがが一番問われていると思う。そういう面での客観的なデータはないのか。その証明がないと、どちらが良いかは言いにくい。

(事務局)

今、委員が指摘された広報やアナウンス効果といった視点がこの資料には抜けているが、全く新しい税ということであれば認識いただける度合はかなり強まるかと思う。1回目の議論もあったが、県民税を超過課税方式により賦課徴収することによって、この税を納付納入していること自体をまだご存知でない方もおられるのは確か。

(委員)

今後に向けて何かあれば示していただきたい。

(事務局)

今の件について、平成18年度と平成21年度に行った県民世論調査で「県民税を徴収しているのを知っているかどうか」を調査した結果を、第1回検討会の資料としてお示したところ。それによると、現状では、全体の2割強が森林税を徴収されていることを知っているというデータが出ており、認知度という面では増えていないのが正直なところである。

(会長)

今の方式についても議論があるかと思うが、その次の税率構造をどうするのが、一番の問題になるので、その中でもし必要あれば課税方式の議論をさせていただければと思う。

【2. 琵琶湖森林づくり県民税の税率について】

「2. 琵琶湖森林づくり県民税の税率について」を、事務局から「資料2」および「参考資料」に基づき説明。

(会長)

事務局から、制度設計時における県民税の税率算定についての基本的な考え方を踏まえて、見直しをする場合に、引き上げ、引き下げ、現状維持というかたちで税率を定める場合のそれぞれの見通しと問題点、あるいは留意点について説明をいただいた。いきなり議論もどうかと思うので、説明で分かりにくかった部分への質問等があればお願いしたい。

(委員)

現行の法人均等割の超過税率(11%)と資料で示している超過税率の算定は、同じ方法で行っているのか。また、現行税率では資本金毎に標準税率が区分されているが、これは均等割の税制度として決まっているものなのか。

(事務局)

資料の超過税率は、現行と同じ方法により算定している。また、資本金毎の標準税率の区分については、地方税法により定められている。

(委員)

「資料2」4ページの表1について、平成21年度に法人県民税の調定額がずいぶん落ち込んでいる。これは、いわゆるリーマンショックの影響だと思うが、この影響が一過性のものなのかどうか、その辺りはどのように考えているか。また、個人県民税は固定的でありそれほど変わらない一方で、法人県民税は企業業績の浮き沈みによってかなり変動的に動くものだと思うが、そういう考え方で良いか。

(事務局)

その場合、基金積立額が底をつく状況が現状よりも早く来ることとなるので、それ以後に十分な事業費が確保できなくなり事業進捗が遅れることを、この資料では説明したかった。

(会長)

平たく言うと、税率を現状維持するとギリギリのところ、つまり基金の余剰部分を取り崩して5年間進めると、なんとか事業はできる。また、税率を引き上げれば余裕が出るが、反対に税率を引き下げると、これから5年間行っていく事業のどこかで、基金が底をついてしまう可能性があるということ。その辺りの数字を精査していただき、どのような結論を出すにしてもこういう見通しの上で、ある程度の数字を整理された方がいいかと思う。

それと、これからの議論に関わると思うが、「(2)今後の琵琶湖森林づくり事業の展開」の参考資料のところ、平成22年度の事業規模については9億1,000万円を前提として考えると説明された。これはありうる考えだと思う。難しいのは、9億1,000万円という金額全体には国費の1億5,000万円が入っており、国の動向次第によるので必ずしも安定性があるとは言えない点である。つまり、9億1,000万円が増えるかもしれないし減るかもしれないという両方の可能性がありうるということである。確かに9億1,000万円という金額は、事務局から説明いただいたとおり、森林吸収源確保対策とかニホンジカ対策とか間伐材搬出のための高性能林業機械に活用するという前提の金額であって、私自身としては、森林審議会で充分議論いただいた上での公式見解的な金額であり、合理的なものだと思うが、これは、今後5年間は変わらない金額ということで、確定的な金額と考えた方が安全なのか。場合によっては、変動がある可能性とか見通しとかはどの程度あるのか。感触でしかないと思うが、その辺りはどう考えているか。

(委員)

9億1,000万円の事業規模については、森林審議会で議論いただいた間伐促進とニホンジカ対策という緊急に実施すべき事業を、約3億3,000万円ある基金積立額を活用しながら3年間で実施することを想定して積算している。つまり、財源がある程度措置できる部分として計画している。ただし、参考資料にも書いてあるとおり、事業担当課としては、もう少し事業を拡大して実施したいという思いはある。

(会長)

事業部門としては、当初の事業に加えたニホンジカ対策等については、今の基金の剰余部分を使って、少なくとも3年間はいけるという見通しで、別の言い方だと9億円の水準で3年間はなんとかいけるだろうという見通しで、事業部門では考えて進めようとしているという理解で良いか。

(委員)

それ以後はどうかについては、それは事業内容を見直すか、それとも違う方法で実施するか、税率を上げるかという、色々な議論はあるが、その辺りはこれからの議論だと思う。

(会長)

仮に税率を触らないとなると、3年後は元の事業規模に戻ることになる。そのことが問題で、当該事業が重要性があり必要性があれば、場合によってはその時に税率を上げる事も含めて考える必要があるかも知れないということ。

ただ、この資料の中で検討された結果、現状の税率であっても、基金積立額の取崩しや事業の遣り繰り等によって今後5年間は何とか事業の進捗は維持できるだろうと言うことが、考え

として示されている。

最終的な結論は、この次の検討会でいろいろ議論の上で出すことになるかと思うが、今の段階で質問があればお願いしたい。

(委員)

これまでの5年間の経緯はよく分かった。これからの5年間の予測について、滋賀県は人口が増えるという予測があり、人口が増えれば税収は増えるので、それも含めて過去の5年間の推移と人口予測等も踏まえた5年後の税収も見込んでほしい。

私は、基本的には増減せず800円のままもう5年やってほしいと思っている。一旦下げたものをまた上げるとなると県民に説明するのは難しくなるので、下げるのだったらずっと下げ続けなければいけない。税率を下げ続けて「もう税金なくなるんだ。」ということになるのは良いと思うが、上げたり下げたりするのではなく、段階的に上げていく方がいいと思う。5年経った時はこうだと言うのが一番説得しやすいと思う。

(委員)

県民税は、制度設計当初から期限付きではなく一定期間で見直すこととして、ある種永続的な制度として考えていたが、対象となる森林の整備が一定進めば、当然税率税額は下がるというのが本来の趣旨である。ところが、事業がなかなか進まないの、今回はちょっとだけ下げるくらいなのかも知れないが、ある意味では、どの位の到達点でどの位の税を負担してもらえば維持できるのかという議論がないと、目的税としての「目的」自体が非常に曖昧になってくる。その点について、説明責任を果たさないとまずいという観点から、今の委員の話を受け止めて整理をしていただきたいというのが1点目。

2点目は、もともとの制度の中心的な部分を占めていたのは、放置山林を長伐期で、ある程度自然整備で行けるように持って行こうということが、かなり大きなウエイトを占めていて、それが将来的には県土を守るということに繋がって来るだろうということだったが、そこが一番進んでないという所に問題がある。それが解決できないと、「この制度は効果が出ていないのではないか」ということになり、非常に困ることになるので、そこに対応しないと、制度を作った側からすると非常に残念な制度になる。その部分を説得できるような材料を出していただきたい。言い換えれば、税を充てても効果が上がらないものをどうするかということの見通しを示していただきたい。

また、今回の追加上積み分として出てきているところで、課題としては十分理解できるが、当初考えていた森林保全と里山を中心とした県民協働からすると、かなり新しい課題だし当初予定をしていなかったことがある。逆に言うと、この新しい事業を入れるにあたって、「当初の目的のこの部分をこのように解釈する。」とか、あるいは「このように広げる理由がある。」とすることを是非出してほしいし、そのためにどれくらいこの基金から出すのか、必要があるのかということと言わないといけない。そうでないと、むしろ県の一般財源でやるべき事業という話になる。その理屈を出していただく必要があると思う。

3点目として、法人分と個人分との比率について、近年は法人分の減り方が大きい一方で、個人分は変わらないということになっていることから、当初考えていた個人分と法人分の比率(3:1)の根拠が揺らいでいる。ここをどう理屈づけをするのかを考えておく必要がある。今回の資料だけが出ると、たとえば平成21年度の比率が9:1になっており、均等割の比率が変わっていないと言っても、3:1の根拠にならないという話になるので、ここは少し丁寧

に議論をしていただきたい。要するに、法人・個人にとっての負担感がどうなのか、その部分をしっかり理屈付けしないと、当初の想定と違ってきたが何とかなるのではということにはならないと思う。この点を説明できるようにしておいてほしい。

（事務局）

1点目の資料づくりについて、もう一度説明をお願いしたい。

（委員）

林業家がちゃんとやって、地元の人達が里山を整備して、それ以外の山林は自然整理が出来るような針広混交林に変わってというような、滋賀の山林が良い状態になれば、県民税は不要になるはず。制度としての目的がなくなれば廃止ということになるわけだが、そんな事にはならないだろう。しかし、将来的には、県民税は不要になる可能性はある。縮小する可能性もあるはず。そういう事業を進めるために制度化した税が役に立っていないとすれば、むしろ事業を増やすためだけにこの税を作ったのかという批判になることも考えられる。そういったことに耐えられるように、将来の見通しとして、どういう山林に将来していきたいのか。そういった将来目標に合わせて、今は税を投入する必要があるが、ピークを過ぎれば段々と税率、税額が落ちていく可能性があると言えなければ目的税にならない。永遠に出し続ける目的税というものもあり得るが、県民税の場合は一応整備が進むということをも前提としてこれまで議論してきたところであり、完全に整備されるということはないものの、ある時期になったら費用はもっと掛からなくなるという前提があっても良いかと思う。将来見通しについては、森林政策課が持つ長期計画をベースにして、どういう段階までどれ位の費用が必要なのかということ、想定で結構なので示してほしい。それがないとこの税制度は永久に続いてしまうことになる。

（委員）

前回の議論で、ニホンジカ対策等の事業費に県民税を充当するのか、想定外の対策も県民税に充てるのかという質問をさせてもらった。今、京都のまわりの山全部がナラ菌でやられていて、広葉樹が真っ赤な状態になっている。滋賀県でもそれを整備しなくてはいけなくなった時に、また想定外の課題として県民税を充当することになるのはどうかと思う。私は想定外のものはここから外してほしいと思っている。県民税は、本来の目的のために活用していただいて、突発的に起こる課題については違うところから事業費を充てて欲しいと最初から思っている。本来事業の費用が増えて森がきれいになって維持されれば良いが、想定外のものが入って来て、今まで取り組んできた事業を仕分けして、本来事業を整理・縮小しながら新たな課題に対応していくやり方はしてほしくないという思いがある。

（会長）

この次の検討会で、今の質問、提案された資料を事務局から補充していただき、税率の組み立て等に関してもう少し改めて議論をしたい。

次回以降検討会日程

第4回：平成22年9月17日（金）10：00～12：00 大津合同庁舎 6-A 会議室

第5回：平成22年10月15日（金）

第4回検討会で変更する可能性あり。開催場所は未定。